

## 宮城県航空宇宙・医療機器産業認証維持支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、航空宇宙産業及び医療機器産業における県内中小企業者等の競争力強化及び維持を支援するため、宮城県内事業所における JISQ9100 及び ISO13485 認証の更新審査、または定期審査に要する経費に対して予算の範囲内において宮城県航空宇宙・医療機器産業認証維持支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助事業者)

第2条 この要綱において、補助金の交付対象者(以下「補助事業者」という。)とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者または同条第5項に規定する小規模企業者のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 宮城県内に補助金対象認証の事業所を有する者
- (2) 製造業を主たる事業として営む者

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は「みなし大企業」とし、含めない。

- (1) 発行済株式の総数、または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している。
- (2) 発行済株式の総数、または出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している。
- (3) 大企業の役員、または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる認証の維持に係る事業とする。

- (1) JISQ9100認証：国際航空宇宙品質グループ(IAQG: International Aerospace Quality Group)による国際統一規格である航空宇宙品質マネジメントシステムの日本規格をいい、AS9100(アメリカ規格)、EN9100(ヨーロッパ規格)も含むものとする。
- (2) ISO13485認証：医療機器の品質保証マネジメントシステムの国際標準規格

### (補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、別表1に掲げるもののうち知事が必要かつ相当と認めるものとし、その補助率及び補助限度額は、別表2のとおりとする。

### (交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 前項の申請書の提出部数は1部とする。

3 次の各号のいずれかに該当する事業者等は、交付申請をすることができない。

- (1) 補助金対象認証の維持費について、国や市町村等からの補助金を受ける場合

(2) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(3) 県税に未納がある者

4 知事は、前項第2号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

（申請の際の消費税及び地方消費税）

第6条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、規則第3条第1項の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助対象期間）

第7条 補助対象経費の算出期間は、第8条第1項のただし書によるものを除き、原則として交付決定日から補助事業の完了（補助事業の廃止又は中止の承認を受けた場合を含む。）の日または当該年度の2月末日のいずれか早い日までとする。

（事業の着手時期）

第8条 事業の着手時期は、原則として交付決定日以降でなければならない。ただし、事業の性格上、またはやむを得ない理由があると知事が認めた場合はこの限りではない。

2 前項のただし書により補助金の交付を受けようとする場合は、第5条第1項の規定により提出する交付申請書に、様式第2号による事前着手理由書を添付するものとする。

（交付の決定）

第9条 知事は、規則第3条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

2 知事は、前項による交付の決定を行うに当たっては、第6条により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第6条のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

第10条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、様式第4号により速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(補助事業の経理等)

第11条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第12条第1項の補助事業実績報告書は、様式第5号によるものとする。

2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了若しくは廃止承認の日から20日を経過した日又は交付の決定のあった年度の2月末日のいずれか早い日までとする。

(実績報告に係る消費税及び地方消費税)

第13条 補助事業者は、規則第12条第1項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第14条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができる。

2 前項ただし書による補助金の概算払で補助金の交付を受けようとする補助事業者は、様式第6号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第7号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施等に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年4月22日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。  
(令和5年度以後の適用)
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表1 (第4条関係)

経費区分	内 容
審査費	更新審査または定期審査における受審料，審査員旅費等
コンサルティング費	認証維持に必要なコンサルティングに係る経費
研修費	認証維持のために必要な研修受講に係る経費
その他の経費	その他，知事が特に必要と認めた経費

別表2 (第4条関係)

補助率	補助限度額
3 / 4	上限 600千円以内／認証 ※1社あたりの補助限度額は，維持する認証数に600千円を乗じたものとする。